

令和4年度定期監査報告書

(令和4年度事務の監査 第1回)

財務部

市民税課

資産税課

納税課

子ども家庭部

子ども子育て支援課

子ども育成課

児童青少年課

教育部

生涯学習スポーツ課

図書館

武蔵野市監査委員

写

4 武 監 第 2 9 6 号

令和 5 年 3 月 10 日

武 蔵 野 市 長 松 下 玲 子 殿

武 蔵 野 市 議 会 議 長 土 屋 美 恵 子 殿

武 蔵 野 市 教 育 委 員 会 教 育 長 竹 内 道 則 殿

武 蔵 野 市 監 査 委 員 名 古 屋 友 幸

武 蔵 野 市 監 査 委 員 浜 田 け い 子

令和 4 年度定期監査の監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、下記について監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を提出します。

指摘事項については、措置を講じたうえ、再発防止のための職員の研修や定期的な打合せでの事務統一等を行うようお願いします。

この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、同条第14項の規定により、通知願います。

記

財 務 部

市民税課

資産税課

納税課

子ども家庭部

子ども子育て支援課

子ども育成課

児童青少年課

教 育 部

生涯学習スポーツ課

図書館

目 次

第 1	監査の対象課	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の着眼点	1
第 6	監査の概要	1
第 7	監査の結果	2
	財務部	
	市民税課	3
	資産税課	7
	納税課	13
	子ども家庭部	
	子ども子育て支援課	18
	子ども育成課	23
	児童青少年課	28
	教育部	
	生涯学習スポーツ課	31
	図書館	34
	別 表	37

第1 監査の対象課

財務部市民税課・資産税課・納税課、子ども家庭部子ども子育て支援課・子ども育成課
・児童青少年課、教育部生涯学習スポーツ課・図書館

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第3 監査の対象

令和4年4月1日から同年9月30日までににおける財務に関する事務及びその他所管事務の執行

第4 監査の期間

令和4年10月31日から令和5年3月3日まで

第5 監査の着眼点

武蔵野市監査基準に従い、対象課所管の財務に関する事務及びその他所管事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第6 監査の概要

- | | | |
|-----|-----------|--|
| 1 | 予算の執行 | (予算経理、歳入調定、契約事務等) |
| 2 | 資金前渡 | (前渡金受領、支払、精算の時期等) |
| 3 | 委託料の執行 | (委託内容、契約手続、委託料の支出等) |
| 4 | 補助金等の交付 | (交付目的、交付手続、交付時期等) |
| 5 | 郵券・金券類の管理 | (管理状況、切手受払票等) |
| 6 | 公印の管理 | (管理状況、公印押なつ簿等) |
| 7 | 備品の管理 | (物品内部監査の結果を踏まえた管理状況等) |
| 8 | 各課個別項目 | |
| (1) | 市民税課 | 市・都民税の賦課及び減免、税務関係証明書の交付及び閲覧手数料の徴収 |
| (2) | 資産税課 | 土地の評価及び賦課、家屋の評価及び賦課、償却資産の評価及び賦課、固定資産税・都市計画税の減免、事業所税の申告納付及び減免 |
| (3) | 納税課 | 収納消込及び督促、還付金及び還付加算金、催告、滞納処分及び公売 |
| (4) | 子ども子育て支援課 | 0123施設の管理運営、子ども家庭支援センター事業、子どもの医療費の助成、児童手当等 |
| (5) | 子ども育成課 | 市立保育園の管理運営、保育料及び延長保育料の徴収 |
| (6) | 児童青少年課 | 放課後等子ども施策事業 |
| (7) | 生涯学習スポーツ課 | ふるさと歴史館事業 |

第7 監査の結果

監査の結果は、第1から第5までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおりである。

なお、文中「指摘事項」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「是正」を指し、不当又は不正な事務処理があった場合に、その事実を指摘して是正を求めるものである。

財務部 市民税課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和4年9月末日現在の歳入は、予算現額47,097,117,000円、調定額44,586,608,920円、収入済額27,765,879,388円で、予算現額に対する収入率は59.0%である。

(2) 歳出

令和4年9月末日現在の歳出は、予算現額57,713,000円、支出済額23,012,718円で、執行率は39.9%である。

令和4年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表1（P37参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和4年4月から9月までの資金前渡は2件で、うち精算起票済2件、精算戻入済2件である。

3 委託料の執行

令和4年4月から9月までの委託契約は、3件である。このうち、主管課契約分が2件、管財課契約分が1件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和4年度の補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 前渡金整理簿において、作成が漏れているものがあった。
- 2 前渡金整理簿において、使用すべき様式を誤っていた。
- 3 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格・比較価格の記載が漏れていた。
- 4 支出負担行為伺書において、私印で決裁しているものがあった。
- 5 見積書兼請書（委託等）において、暴力団等排除措置に関する特約書及び仕様書の添付が漏れているものがあった。
- 6 契約締結報告書兼経過調書において、前任の課長により決裁されているものがあった。
- 7 契約締結報告書兼経過調書において、私印で決裁しているものがあった。

- 8 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものがあった。
- 9 委託業務完成報告書において、記載が誤っているものをそのまま収受していた。

会計事務規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、市民税課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票において、記載が漏れているものがあった。
- 2 切手受払票において、残数の確認が漏れている月があった。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

6 市・都民税の賦課及び減免

(1) 市・都民税（個人）の賦課

ア 納税義務者

納税義務者は、①1月1日現在市内に住所を有する者、②1月1日現在市内に住所を有していないが、事務所、事業所又は家屋敷を有する者である。

個人市・都民税は、均等割と所得割とに分かれており、均等割は、市内に居住し、一定の所得がある者全員に定額で課税され、所得割は、所得に応じて課税される。

イ 税額計算

税額計算は、システムによる電算処理をしている。市民税・都民税申告書や給与支払報告書等については、データで提出されたものを除き、パンチ入力（当初のみ）によりデータを取り込んでいる。また、確定申告書については税務署の国税総合管理（KSK）システムからeLTAX（地方税ポータルシステム）を通じて市に送信されるデータを取り込んでいる。

各種エラーチェック等の処理を経た後、税額計算を行う。

ウ 課税処理体制

平成30年度課税時期（平成30年1月～6月）から超過勤務時間の削減のため派遣業務を開始し、当初課税期の大量かつ定型的な入力業務を派遣職員に切り分けた。これにより、職員は判断を要する業務、市民と直接接する業務に専念することができ、令和4年度課税時期（令和4年1月～6月）には超過勤務時間が派遣業務開始前より80%減少した（平成29年度課税時期比）。

エ 未申告者に対する対応

課税の公平性の観点から、当初課税後の7月にシステムから未申告者の抽出を行い、8月には市民税・都民税申告書の再送付、10月以降には実態調査（電話や現地調査等）に基づく勧奨を行っている。

(2) 市・都民税（個人）の減免

個人市・都民税の減免対象及び減免割合は、以下のとおりである。

減免対象	減免割合
貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	税額の全部
当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者	税額の2分の1から全部までの間（該当世帯等の現年収入等による。）
所得税法第2条第1項第32号に規定する勤労学生	税額の全部
災害被災者	税額の8分の1から全部までの間（被災状況による。）

令和4年4月から9月までの減免状況は、申請件数22件、減免件数19件で、減免額は1,031,400円である。

内訳は、火災（5/24市内）による災害被災者からの申請が2件、勤労学生からの申請が1件及び生活保護受給者からの申請が16件である。

(3) 法人市民税の賦課

ア 納税義務者

納税義務者及び納める税額は、①市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割額及び法人税割額）、②市内に事務所又は事業所を有する公益法人等又は社団法人等で、収益事業を行わないもの（均等割額）、③市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割額）である。

イ 非課税者

非課税者は、①地方税法第296条第1項第1号及び第25条第1項第1号に掲げる国、地方公共団体及び公共法人等、②地方税法第296条第1項第2号及び第25条第1項第2号に掲げる公益法人等（収益事業を行う場合は課税）である。

ウ 申告納付

法人市民税の課税方法は、申告納付の制度となっており、システムで管理している。

(4) 法人市民税の減免対象及び減免割合

法人市民税の減免対象及び減免割合は、①公益社団法人及び公益財団法人（収益事業又は法人課税信託の引受けを行うものを除く）、②特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人（収益事業又は法人課税信託の引受けを行うものを除く）、③武蔵野市土地開発公社で、いずれも全額免除される。

令和4年4月から9月までの減免申請件数は78件、申請額は均等割3,900,000円で、

上記①が12件600,000円、②が65件3,250,000円、③が1件50,000円である。

なお、減免の決定は却下を除き10月以降に行われているため、審査対象期間中に減免を行ったものはない。

市・都民税の賦課及び減免について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 市民税・都民税申告書等において、規則で定める様式と異なる様式を使用していた。

市税に関する文書の様式を定める規則等に基づき、適正に処理されたい。

7 税務関係証明書の交付及び閲覧手数料の徴収

市民税課では、税務関係証明書の交付及び固定資産課税関係公簿の閲覧を行っている。申請者が本人若しくは生計同一の親族、代理人、相続人又は納税管理人に限られる証明書の申請、公簿の閲覧に際しては、不正な証明書等の取得を防止するため、窓口で申請者に身分証明書類の提示を求め、本人確認を行っている。

証明書の交付は、郵送申請及び市政センターのほか、コンビニエンスストアの多機能端末機を使用した交付も行っている。

令和4年4月から9月までに市民税課で交付した税務関係証明書の交付及び固定資産課税関係公簿の閲覧の件数及び手数料は、19,561件、6,190,300円である。

税務関係証明書の交付及び閲覧手数料の徴収について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

財務部 資産税課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和4年9月末日現在の歳入は、予算現額262,000円、調定額0円、収入済額0円で、予算現額に対する収入率は0%である。

(2) 歳出

令和4年9月末日現在の歳出は、予算現額57,924,000円、支出済額9,912,547円で、執行率は17.1%である。

令和4年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表2（P41参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和4年4月から9月までの資金前渡は2件で、うち精算起票済2件、精算戻入済1件である。

3 委託料の執行

令和4年4月から9月までの委託契約は、15件である。このうち、主管課契約分が10件、管財課契約分が5件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和4年4月から9月までの補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 前渡金整理簿において、記載が誤っているもの及び戻入日より前の日付で資金前渡受者確認印が押印されているものがあった。
- 2 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものがあった。

会計事務規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、資産税課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 公印押なつ簿において、公印規程で定める第5号様式と異なる様式を使用していた。
- 2 公印において、公印管理者の許可を得る前に使用しているものがあった。

公印規程に基づき、適正に処理されたい。

6 土地の評価及び賦課

(1) 土地評価の概要

土地の評価は、総務大臣が定める「固定資産（土地）評価基準」によって地目別に定められた評価方法により行われる。本市の場合は、大部分が宅地である。宅地は、「市街地宅地評価法」により評価が行われ、これにより評価額を算出する。3年ごとに評価替えを行っており、直近の評価替えは令和3年度であったが、特別措置により評価額が上がった土地については令和2年度と同額に据え置きとなった。

(2) 税額の算出

住宅用地は、小規模住宅用地（面積200㎡以下）と一般住宅用地とに分けて特例措置を適用する。さらに商業地等も含めた宅地の負担調整措置により課税標準額を決定する。税額は、課税標準額の端数処理（千円未満切捨）を行い、固定資産税1.4%、都市計画税0.2%の税率を乗じ、さらに端数処理（百円未満切捨）を行って決定する。

土地の評価及び賦課について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 固定資産評価調書において、収受印の押印が漏れていた。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

7 家屋の評価及び賦課

(1) 家屋評価の概要

家屋の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、再建築価格を基準として評価する方法をとっている。これは、評価の時点において、対象となった家屋と同一のものをその場所に新築する場合に必要とされる建築費（再建築費評点数）を求め、その家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価（経年減点補正）を考慮し、その家屋の価額（評価額）を求めるものである。

(2) 地方税法の規定による固定資産税の軽減

ア 新築住宅に対する軽減

新築された専用住宅、賃貸住宅又は併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）の家屋で、床面積（併用住宅の場合は居住部分の床面積）が50㎡（一戸建て以外の賃貸住宅は40㎡）以上280㎡以下のものは、床面積120㎡までの固定資産税額が2分の1に減額される。

令和4年度に新たに軽減対象となった件数は、2階建までの家屋（減額期間3年度分）318戸、3階建以上の準耐火構造・耐火構造の中高層耐火住宅等（減額期間5年度分）373戸である。

イ 認定長期優良住宅に対する軽減

新築住宅軽減の要件を全て満たす住宅のうち、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき新築された住宅は、固定資産税額が2分の1に減額される期間が2年度延長される。

令和4年度に新たに軽減対象となった件数は、2階建までの家屋（減額期間5年度分）157戸、3階建以上の準耐火構造・耐火構造の中高層耐火住宅（減額期間7年度分）9戸である。

ウ 耐震改修住宅軽減

昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成18年1月1日から令和6年3月31日までに、耐震改修工事を行った耐震基準適合住宅については、床面積120㎡までの固定資産税額が2分の1に減額される。また、平成29年4月1日から令和6年3月31日までに改修した「増改築に係る認定長期優良住宅」の場合は、床面積120㎡までの固定資産税額の3分の2が減額される。

減額される期間は1年度分で、令和4年度に新たに軽減対象となった件数は、2戸である。

エ 高齢者等居住安全（バリアフリー）改修軽減

令和6年3月31日までの間に、政令で定めるバリアフリー改修が行われた住宅については、床面積100㎡までの固定資産税額の3分の1が減額される。

減額される期間は1年度分で、令和4年度に新たに軽減対象となった件数は、6戸である。

オ 熱損失防止（省エネ）改修に伴う軽減

平成26年4月1日以前から所在する住宅のうち、令和4年4月1日から令和6年3

月31日までに、政令で定める省エネ改修が行われた住宅については、床面積120㎡までの固定資産税額の3分の1が減額される。また、平成29年4月1日から令和6年3月31日までに改修した「増改築に係る認定長期優良住宅」の場合は、床面積120㎡までの固定資産税額の3分の2が減額される。

減額される期間は1年度分で、令和4年度に新たに軽減対象となった件数は、3戸である。

(3) 税額の算出

年税額は、課税標準額の端数処理（千円未満切捨）を行い、固定資産税1.4%、都市計画税0.2%の税率を乗じ、さらに端数処理（百円未満切捨）を行って決定する。

家屋の評価及び賦課について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 木造（専用住宅・共同住宅）入力表において、記載が誤っているものが見受けられた。
- 2 認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書において、改正前の様式を使用しているものが見受けられた。

市税に関する文書の様式を定める規則等に基づき、適正に処理されたい。

8 償却資産の評価及び賦課

(1) 償却資産の概要

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、①構築物及び建物附属設備、②機械及び装置、③船舶、④航空機、⑤車両及び運搬具、⑥工具・器具及び備品の6種類がある。

申告が必要な資産は、原則として1月1日現在において事業の用に供することができる耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の資産で、所有者が、納税義務者である。

(2) 税額の算出

「固定資産評価基準」に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して行う。課税標準額は、原則として個々の資産の1月1日現在の評価額の合計額である。

償却資産の評価及び賦課について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 起案書において、記載が漏れているもの及び決裁が漏れているものがあった。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

9 固定資産税・都市計画税の減免

固定資産税・都市計画税の減免対象及び令和4年4月から9月までに申請のあった件数は、以下のとおりである。

減免対象	件数（件）
貧困により生活のために公私の扶助を受ける者の所有する固定資産	11
公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）	5
市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	1
その他特別の事由がある者	22 (うち却下1)

固定資産税・都市計画税の減免について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 固定資産税・都市計画税減免申請書において、規則で定める様式と異なる様式を使用しているもの及び記載が漏れているものが多数見受けられた。
- 2 起案書において、公印管理者の押印が漏れているもの及び記載が漏れているものがあった。
- 3 固定資産税・都市計画税減免に係る別段の意思申立書において、收受印の押印が漏れていた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

10 事業所税の申告納付及び減免

(1) 事業所税の申告納付

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の財源に充てるための目的税で、東京都では八王子市、武蔵野市、三鷹市、町田市の4市及び23区内（東京都主税局）で課税されている。

納税義務者は、市内に所在する事業所等で事業を行う法人又は個人で、事業所等の床

面積を対象とする資産割と従業者の給与総額を対象とする従業者割とに分かれる。

公共法人、福利厚生関係施設及び公衆浴場等が非課税となるほか、資産割は合計床面積が1,000㎡以下の場合、従業者割は合計従業者数が100人以下の場合は、課税されない。

課税方法は、申告納付の制度をとっている。

令和4年4月から9月までの申告件数は148件で、金額は568,015,300円である。

(2) 事業所税の減免

事業所税の減免は、火災その他特別な事情がある場合において市長が必要と認める者に対して行われる。減免対象は、所有するタクシー台数が250台以下のタクシー会社（資産割及び従業者割の全部減免）及びビル室内清掃設備管理会社（事業に従事する者に係る従業者割の全部減免）等である。

令和4年4月から9月までの減免件数は2件で、金額は1,123,600円である。

事業所税の申告納付及び減免について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 事業所税申告書において、規則で定める様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。
- 2 事業所税減免申請書において、記載が漏れているものが見受けられた。
- 3 事業所税減免決定通知書において、規則で定める様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。

市税減免規則等に基づき、適正に処理されたい。

財務部 納税課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和4年9月末日現在の歳入は、予算現額22,207,000円、調定額13,692,099円、収入済額13,783,320円で、予算現額に対する収入率は62.1%である。

(2) 歳出

令和4年9月末日現在の歳出は、予算現額209,175,000円、支出済額122,342,297円で、執行率は58.5%である。

令和4年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表3（P42参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和4年4月から9月までの資金前渡は3件で、うち精算起票済2件、精算戻入済2件である。

3 委託料の執行

令和4年4月から9月までの委託契約は、11件である。このうち、主管課契約分が4件、管財課契約分が7件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和4年4月から9月までの補助金等の交付は、1件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 契約締結報告書兼経過調書において、私印で決裁しているものがあった。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、納税課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 公印押なつ簿において、公印規程で定める第5号様式と異なる様式を使用していた。

公印規程に基づき、適正に処理されたい。

6 収納消込及び督促

(1) 収納消込

ア 金融機関等窓口収納

金融機関等の窓口で収納した市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）は、市指定金融機関の口座に振り込まれる。会計課では、収納された市税等の日計合計と納入済通知書との照合を行い、納税課へ通知書とデータを送付する。納税課では、住民情報系システム（e-SUITE）に取り込み、消込処理を行う。

イ 口座振替

口座振替日の6営業日前にシステムで振替依頼データを作成し、伝送代行業者へ送付する。伝送代行業者は振替依頼データを取扱金融機関へ送付する。取扱金融機関は口座振替を行い、振替結果データを伝送代行業者へ送付する。伝送代行業者から送付された振替結果データをシステムに取り込み、消込処理を行う。口座振替結果集計表を作成し、会計課に送付する。市税等が取扱金融機関から市指定金融機関の口座に振り込まれた後、会計課から口座振替結果集計表が戻り、累計合わせを行う。

なお、資金不足等により口座振替ができなかったものについては、口座振替不能通知書を作成して送付する。

ウ コンビニエンスストア収納

収納代行業者が入力したコンビニエンスストアの収納データをシステムに取り込み、納入済通知書を作成し会計課に送付する。収納代行業者から市税等が市指定金融機関の口座に振り込まれた後、消込処理を行う。

エ クレジットカード収納

納税者の課税及び納付番号等のデータを、適宜代理納付業者に送付する。代理納付業者が作成した代理納付受付データをシステムに取り込み、データを基に納入済通知書を作成して会計課に送付する。代理納付業者から市税等が市指定金融機関の口座に振り込まれた後、消込処理を行う。

オ ペイジー収納

納税者の課税及び納付番号等のデータを、適宜収納代行業者に送付する。収納代行業者がコンピュータに入力した収納データをシステムに取り込み、納入済通知書を作成して会計課に送付する。収納代行業者から市税等が市指定金融機関の口座に振り込

まれた後、消込処理を行う。

カ スマートフォン決済アプリ収納

収納代行業者が入力した収納データをシステムに取り込み、納入済通知書を作成して会計課に送付する。収納代行業者から市税等が市指定金融機関の口座に振り込まれた後、消込処理を行う。

令和4年4月から9月までの全体の消込状況は、442,920件、33,905,164,140円である。

(2) 督促

納期限までに市税等を完納しない納税義務者等に対し、市税条例等の規定に基づき、納期限後30日以内に督促状の発付を行う。

督促状は、地方税法の規定に基づき、通常郵便により送達を行う。なお、住所等が明らかでない場合又は外国在住の場合については、年に数回、公示送達を行っている。

令和4年4月から9月までの督促状発付件数は、25,762件である。

収納消込及び督促について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

7 還付金及び還付加算金

(1) 還付金

市税等の還付は、確定申告、修正申告又は更正の請求等による税額の減額更正や、重複納付又は誤納付等の原因により発生し、これらの過誤納金は、市税等を収納した日の属する年度に応じて歳入還付又は歳出還付の方法によって納税者に返還している。

地方税法の規定により、納税義務者等に未納の市税等がある場合は、還付金を充当することとなっているため、未納の市税があるものは、システムで還付金の充当を行う。

令和4年9月末日現在の還付金の支払状況は、歳入還付金1,403件、87,843,583円、歳出還付金2,036件、113,039,854円である。

(2) 還付加算金

還付加算金の金額は、税目及び発生事由により定められた起算日から、還付金支払決定日又は充当日までの期間を対象とし、還付金に年7.3%と特例基準割合（令和4年中は0.9%）のいずれか低い方の割合を乗じたものである。

令和4年9月末日現在の還付加算金の支払状況は、歳入還付加算金7件、13,100円、歳出還付加算金36件、296,200円である。

還付金及び還付加算金について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

[指摘事項]

- 1 過誤納金還付請求書兼口座振替依頼書（委任状）において、收受印の押印が漏れているものが見受けられた。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

8 催告

督促状を送付してもなお市税等を納付しない納税義務者等に対し、滞納整理事務処理指針に基づき、滞納整理を実施している。

（1）一斉催告

市税等滞納者に対し、6月末、11月末及び2月末の年3回の一斉催告を行い、自主納付を促している。

令和4年6月末の一斉催告における納税催告書の発送状況は4,976件である。

（2）電話催告

納税催告書を送付しても完納しない滞納者に対しては、電話催告を随時実施している。電話催告は、守秘義務に留意しつつ、滞納原因の把握と納税交渉を行い、納税を履行させることを目的としている。

（3）訪問催告

訪問催告は、主に重点滞納者に対して行うもので、財産調査も兼ねる有効な催告手段であるため、電話催告等の過程で訪問が必要な場合や、訪問催告が有効と思われる場合に適宜実施している。なお、平成11年発覚の横領事件以降は、臨戸徴収は行っていない。

催告について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

9 滞納処分及び公売

（1）差押

督促状、納税催告書及び電話等による催告を行ってもなお納付しない滞納者に対し、差押等（差押、参加差押及び交付要求）を実施している。なお、差押を受けた財産は、原則として滞納金が完納されることにより差押解除となる。あるいは、差押財産の換価による換価代金等の配当を経て滞納金に充当される。

令和4年4月から9月までに執行した差押等は、差押238件、45,209,812円、交付要求33件、4,109,600円で、参加差押はなかった。

（2）公売

公売は、差押財産の換価にあたり、差押財産が売却されれば、換価代金等の配当がなされ、滞納金に充当することとなる。

東京都は、期間入札による公売（対象は不動産等）及びインターネット公売（対象は

動産、自動車及び不動産等）を行っており、令和４年度においては、期間入札による公売では、市区町村との合同公売を３回実施している。令和４年４月から９月までの本市の参加はなかった。

滞納処分及び公売について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

子ども家庭部 子ども子育て支援課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和4年9月末日現在の歳入は、予算現額2,654,456,000円、調定額1,060,208,513円、収入済額1,058,993,258円で、予算現額に対する収入率は39.9%である。

(2) 歳出

令和4年9月末日現在の歳出は、予算現額3,699,128,000円、支出済額1,457,885,819円で、執行率は39.4%である。

令和4年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表4（P43参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和4年4月から9月までの資金前渡は13件で、うち精算起票済7件、精算戻入済7件である。

3 委託料の執行

令和4年4月から9月までの委託契約は、58件である。このうち、主管課契約分が26件、管財課契約分が32件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和4年4月から9月までの補助金等の交付は、12件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 前渡金整理簿において、記載が誤っているもの並びに担当者印及び資金前渡受者確認印の押印が漏れているものがあった。
- 2 契約締結兼支出負担行為伺書において、特命随意契約とした根拠法令の記載が漏れているものがあった。また、積算に使用した根拠資料の添付が漏れているものが見受けられた。
- 3 見積書兼請書において、改正前の個人情報特記仕様書が添付されているものがあった。
- 4 契約締結報告書兼経過調書において、決裁が漏れているものがあった。
- 5 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが見受けられた。また、再委託確認書・再委託承諾申請書において、記載が漏れているもの及び再

委託承諾書において、収受印の押印が漏れているものがあった。

- 6 委託契約において、期限後に提出された請求書をそのまま収受しているものが見受けられた。

文書管理規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票に記載のない取得の経緯が不明な切手があった。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

6 0123施設の管理運営

0123施設は、0歳から3歳までの乳幼児とその親を対象に、子どもの自由な遊びを通して子どもの発達や親同士の交流を促進し、子育てについての相談や情報提供など、子育ての支援を行うとともに、子ども同士、親同士の交流を地域に広げることが目的とした、いつでも自由に来館し、遊び、子育てについて学びあう施設である。

平成4年11月に「0123吉祥寺」、平成13年5月に「0123はらっぱ」が開設された。

また両施設ともに、令和3年4月より運用が開始された子育て世代包括支援センターの機能を担っている。

利用者は原則、武蔵野市内に居住する0歳から3歳までの乳幼児及び親としているが、現在は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として市内在住者の利用に限定している。

両施設の管理運営は、公益財団法人武蔵野市子ども協会が、指定管理者として行っている。現在の指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間である。

市が行っている公の施設のモニタリング評価において、両施設とも高い評価を得ており、令和3年度実績に対する令和4年度の総合評価は、両施設とも「A」（期待以上の優れた成果をあげている。）であった。

0123施設の管理運営について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

7 子ども家庭支援センター事業

各事業の中から次の事業について監査を行った。

(1) 総合相談

電話、来所、訪問で、子どもとその家庭に関する総合相談（児童虐待を含む）を行っている。相談は、社会福祉主事、保健師、社会福祉士及び臨床心理士等の経験や資格をもつ職員等が対応している。

(2) 子育てショートステイ事業

保護者が病気、出産又は育児疲れ等の理由で、満1歳から小学校6年生までの子どもを一時的に養育できないとき、委託先の児童養護施設において宿泊で保育している。

利用日数は7泊以内で、費用は、1歳児1泊3,000円（他に食事代1食400円）、2歳児以上1泊2,000円（他に食事代1食400円）である。

(3) 産前・産後支援ヘルパー事業

産前・産後の体調不良のため、家事及び育児が困難な家庭にヘルパーを派遣している。

利用限度	80時間（多胎の場合は、母子健康手帳を取得した日から1歳の誕生日の前日まで120時間、以降1年につき120時間）
利用時間帯	午前8時～午後7時の間に4時間（1時間単位で1日2回まで）
利用料金	1時間につき500円
援助内容	①食事の支度、②衣類の洗濯、③居室の掃除、④沐浴の補助、⑤食材及び生活必需品の買物、⑥健診等の付添い、⑦兄弟の世話、⑧兄弟の保育園等への送迎 等

(4) ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業

ひとり親家庭の自宅に学習支援員が訪問し、学習支援と合わせ、子どもの心に寄り添った生活支援を行い、また保護者の生活に関わる相談や育児相談等も受けている。

対象	①～③全ての条件を満たす児童 ①児童扶養手当を受給している世帯又は児童扶養手当受給要件と同等の所得水準の世帯、②小学校4年生～中学校2年生、③市が実施する他の学習支援を受けていないこと
受講者数	15人
受講期間等	令和4年7月から令和5年2月までの間に32回、1回2時間程度
受講料	無料

子ども家庭支援センター事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 子育てショートステイ利用申請書兼利用料減免申請書において、要綱で定める様式と異

なる様式を使用しているものが見受けられた。

- ② 各事業の実績報告において、期限後に提出されたものをそのまま収受しているものが見受けられた。

実施要綱に基づき、適正に処理されたい。

8 子どもの医療費の助成

子どもの医療費の助成は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的としている。

令和3年4月より市独自の助成事業として、15歳～18歳（高校生相当年齢）の医療費を助成する「高校生等医療費助成制度」が開始された。

助成の対象者は、市内に住所を有し健康保険に加入している子どもを養育している者で、助成額は保険診療の自己負担分である。

令和4年4月から9月までの助成は、乳幼児が72,336件、123,570,907円、9月末の対象者は7,203人で、義務教育就学児が73,640件、172,057,631円、9月末の対象者は10,867人で、高校生等が9,217件、23,845,138円、9月末の対象者は3,092人である。

子どもの医療費の助成について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

9 児童手当等

（1）児童手当

ア 児童手当

受給資格者は、市内に住所を有し中学校修了前の児童を養育している者である。扶養親族等の数に応じて所得制限限度額が設定されている。

支給月額、3歳未満児童15,000円（一律）、3歳から小学校修了前までの児童10,000円（第三子以降の児童は15,000円）、中学生10,000円（一律）で、手当は6月、10月及び2月に、それぞれ前月分までが支給される。

イ 特例給付

所得制限により児童手当を受給できない中学校修了前の児童を養育している者に対する手当で、令和4年10月支給分から所得上限が創設された。

支給月額は、対象児童1人につき5,000円（一律）である。

令和4月から9月までに支給した児童手当は596,985,000円（特例給付含む）、6月定期支払時期における対象児童数は16,616人である。

（2）児童扶養手当

受給資格者は、父母が離婚した、父又は母が死亡した、父又は母が重度の障害を有する又は婚姻によらないで生まれた等に該当し、18歳に到達して最初の3月31日まで（一定の障害を有する場合は20歳未満）の間にある児童を養育している者である。

請求者の所得が一部支給所得制限限度額以上の場合又はその扶養義務者等の所得が一定額以上の場合、支給額の全部が支払停止となる。また、請求者の所得が全部支給所得制限限度額以上で、一部支給所得制限限度額未満の場合は、支給額の一部が支給停止となる。

令和4年度の支給月額、児童1人目が43,070円、2人目が10,170円及び3人目以降は1人につき6,100円で、奇数月に2か月分が支給される。

令和4年4月から9月までに支給した児童扶養手当は33,633,000円、9月末における対象世帯数は451世帯である。

(3) 児童育成手当

児童育成手当は、育成手当と障害手当があり、どちらの要件も満たしている場合は、併給できる。

ア 育成手当

受給資格者は、市内に住所を有し、父母が離婚した、父又は母が死亡した、父又は母が重度の障害を有する又は婚姻によらないで生まれた等に該当し、18歳に到達して最初の3月31日まで（一定の障害を有する場合は20歳未満）の間にある児童を養育している者である。ただし、申請者の所得が一定以上の場合、手当は支給されない。

支給月額は、児童1人につき13,500円で、手当は6月、10月及び2月にそれぞれ前月分までが支給される。

イ 障害手当

受給資格者は、市内に住所を有し、20歳未満で愛の手帳1～3度程度の知的障害若しくは身体障害者手帳1～2級程度の身体障害若しくは脳性麻痺又は進行性筋萎縮症等を有する児童を養育している者である。ただし、児童が児童福祉施設に入所している場合及び申請者の所得が一定額以上である場合は、手当は支給されない。

支給月額は、児童1人につき15,500円で、手当は6月、10月及び2月にそれぞれ前月分までが支給される。

令和4年4月から9月までに支給した育成手当は51,422,000円、障害手当は4,076,000円、6月末における対象児童数は育成手当904人、障害手当62人である。

児童手当等について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

子ども家庭部 子ども育成課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和4年9月末日現在の歳入は、予算現額5,064,825,000円、調定額1,665,206,995円、収入済額1,648,858,170円で、予算現額に対する収入率は32.6%である。

(2) 歳出

令和4年9月末日現在の歳出は、予算現額9,012,904,000円、支出済額3,719,498,256円で、執行率は41.3%である。

令和4年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表5（P46参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和4年4月から9月までの資金前渡は4件で、うち精算起票済2件、精算戻入済1件である。

3 委託料の執行

令和4年4月から9月までの委託契約は、53件である。このうち、主管課契約分が29件、管財課契約分が24件で、指名競争入札は1件、それ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和4年4月から9月までの補助金等の交付は、865件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 前渡金整理簿において、受領日より前の日付の資金前渡受者確認印が押印されているものがあつた。
- 2 前渡金整理簿において、記載が誤っているものが見受けられた。
- 3 契約締結報告書兼経過調書において、私印で決裁しているものが多数見受けられた。
- 4 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが多数見受けられた。
- 5 補助金交付指令書において、補助金等交付規則で定める第1号様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。

会計事務規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、子ども育成課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 備品台帳において、登録が漏れているものがあった。

物品管理規則に基づき、適正に処理されたい。

6 市立保育園の管理運営

(1) 設置状況

令和4年度における市立保育園は4園で、その児童定員は次のとおりである。

(単位：人)

保育園名	年齢区分						定員
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
南保育園	3	15	18	20	20	20	96
境保育園	9	15	18	20	20	20	102
境南保育園	9	15	18	20	20	20	102
吉祥寺保育園	9	15	18	20	20	20	102
合計	30	60	72	80	80	80	402

(2) 保育時間

市立保育園の基本保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までの8時間であるが、保護者の勤務及び通勤状況、家庭事情等を考慮し、早朝保育、夕方保育及び延長保育等を実施している。

早朝保育及び夕方保育を利用することにより、満3か月未満の児童は、午前8時30分から午後5時まで、満3か月以上1歳未満の児童は、午前7時30分から午後6時まで、満1歳以上の児童は、午前7時30分から午後6時30分まで市立保育園の利用が可能である。

また、1歳以上の児童は、午後6時31分から午後7時15分までの延長保育を利用することができる。令和4年4月の延長保育利用者は、4園で32人である。

(3) 障害児保育

1園につきおおむね2人以内（そのうち2歳以下は原則として1人以内）を定員として、障害児保育を行っており、令和4年7月1日現在の入所児童は6人である。

(4) 入所申込

保育所等（認定こども園、保育所及び地域型保育事業の施設・事業等）を利用するためには、市から教育・保育の必要性の認定を受ける必要がある。保護者からの申し込みにより、市は、対象の子どもに対しての保育の必要性の認定を行い、認定された場合は、利用可能な施設又は事業の利用調整を行う。

令和4年4月1日現在の市立保育園の入所状況は、児童定員402人、運用を含めた入所児童397人、空き12人（0歳2人、2歳1人、3歳4人、4歳5人）である。

(5) 管理運営

吉祥寺保育園を対象に書類審査を実施した。

ア 職員の勤務管理

正職員の勤務管理は、出勤簿、休暇等承認願簿及び超過勤務等命令書により行われ、パートナー職員は、パートナー職員勤務月報及びパートナー職員休暇簿により行われている。

イ 防火管理体制及び防火設備の保守点検

防火管理者は園長が務めており、消防計画を作成し、避難訓練計画表に基づき、毎月避難訓練を行っている。また、防火設備の保守点検は、年3回専門業者への委託により実施している。

ウ 安全・防犯対策

門扉、園庭及び玄関周辺等が写るように、防犯カメラを設置している。また、不審者の侵入予防のため、門扉はオートロックとなっている。

なお、散歩（園外保育）時は、保育士2人以上で引率し、防犯ブザー及び携帯電話を携帯し、非常事態に備えている。

エ 熱中症対策

猛暑による熱中症対策として、プールの時間短縮や中止、プールの日除けの増設、園児の水分補給を他の時期よりもこまめに行う等の対応を行っている。

オ 新型コロナウイルス感染症対策

職員はマスクを着用し、出勤時は手洗い及び手の消毒を行い、出勤時及びお昼に検温を行っている。

園児が登園の際は、手洗い及び検温を行い、給食時はテーブルに衝立を置き対応している。

このほか、玩具の消毒や保育室の換気を行っているほか、園舎内に消毒液を設置している。

(6) 事故報告及び日本スポーツ振興センターへの医療費支払請求

市では、日本スポーツ振興センター災害共済に加入し、市立保育園の園児の保育中の事故に備えており、市立保育園では、保育中に事故が発生した場合、事故報告書及び事故簿を作成し、子ども育成課へ提出することとなっている。

令和4年4月から9月までの各保育園の事故報告件数は12件で、日本スポーツ振興センターへの医療費請求件数は5件である。また、令和4年4月から9月までの医療費の

給付件数は7件、給付金額は29,780円である。

市立保育園の管理運営について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

7 保育料及び延長保育料の徴収

(1) 保育料の徴収

子ども・子育て支援新制度における利用者負担（保育料）については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定めることとされており、条例で扶養義務者が負担すべき保育料について定めている。

市が徴収する保育料のうち、公立保育所の保育料の予算費目は、使用料及び手数料で、民間保育所等の保育料の予算費目は、分担金及び負担金である。

なお、震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき又はやむを得ない事情により保育料を負担することが著しく困難な場合には、利用者の申請により保育料を減免することができるが、審査対象期間中に申請はなかった。

(2) 延長保育料の徴収

児童が延長保育を受ける場合は、延長保育料を徴収している。

なお、保育料が免除されている世帯又は災害等により多大な損害を受けたと市長が認定した世帯については、延長保育料が免除されるが、審査対象期間中に減免の申請はなかった。

(3) 督促状及び催告書の送付

保育料は、市税以外の強制徴収公債権であり、納期限までに納付しない場合は、地方自治法及び債権の管理に関する条例に基づき、納期限経過後30日以内に督促状を発送している。

また、延長保育料については、私債権であり、納期限までに納付しない場合は、地方自治法及び債権の管理に関する条例に基づき、納期限経過後30日以内に督促状を発送している。

令和4年4月から9月までの保育料及び延長保育料の督促状況は、保育料157件、3,621,800円、延長保育料6件、10,000円である。

また、督促状を送付してもなお保育料及び延長保育料を納付しない場合は、催告書を送付している。令和4年6月に行った保育料及び延長保育料の催告状況は、保育料30件、2,846,560円、延長保育料0件、0円である。

保育料及び延長保育料の徴収について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 保育料及び延長保育料に係る歳入調定において、直ちに調定が行われていないものが見受けられた。
- 2 起案書において、各課文書取扱主任の押印が漏れているものが見受けられた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

子ども家庭部 児童青少年課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和4年9月末日現在の歳入は、予算現額207,003,000円、調定額63,884,300円、収入済額60,844,000円で、予算現額に対する収入率は29.4%である。

(2) 歳出

令和4年9月末日現在の歳出は、予算現額1,148,925,000円、支出済額633,514,348円で、執行率は55.1%である。

令和4年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表6（P50参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和4年4月から9月までの資金前渡は6件で、うち精算起票済6件、精算戻入済6件である。

3 委託料の執行

令和4年4月から9月までの委託契約は、36件である。このうち、主管課契約分が26件、管財課契約分が10件で、指名競争入札は1件、それ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和4年4月から9月までの補助金等の交付は、31件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 前渡金整理簿において、使用すべき様式を誤っているものが見受けられた。
- 2 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが見受けられた。
- 3 見積書兼請書（委託等）において、割印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 4 起案書において、記載が誤っているものがあつた。
- 5 補助金事業実績報告書において、收受印の日付が誤っていた。
- 6 補助金確定通知書において、記載が漏れているもの、記載が誤っているもの及び公印の押印が漏れているものが見受けられた。

会計事務規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 郵券類において、総務課に届け出ている帳票と異なる帳票を使用していた。
- ② 外貨及びテレホンカードにおいて、受払票の作成が漏れていた。また、令和4年度より、ハバロフスク市青少年交流事業が多文化共生・交流課に移管されたが、外貨は移管されていなかった。
- ③ 公印押なつ簿において、公印規程で定める第5号様式と異なる様式を使用していた。
- ④ 公印において、公印管理者の許可を得る前に使用しているものがあった。
- ⑤ 備品台帳において、登録が漏れているものが見受けられた。

文書管理規則及び公印規程等に基づき、適正に処理されたい。

6 放課後等子ども施策事業

本市では、市立小学校全12校で「地域子ども館事業」として、「あそべえ」及び「学童クラブ」を連携して実施している。

(1) 事業概要（令和4年度）

	あそべえ	学童クラブ
目的	来たい時に来て、好きな仲間と好きな遊びをする。スタッフの見守りの中、安全に過ごせる自由来所型の施設。	入会児童はほぼ毎日通所し、集団の中で生活する。児童の健全な育成を目的とした福祉施設。
対象	小学1～6年生	小学1～3年生（障害児は1～6年生）
開所日	原則として日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日	
開所時間	【通常授業日】 教室開放：午後1時～5時 校庭開放：始業前1時間及び放課後～午後5時 図書室開放：（水曜日のみ）放課後～午後5時	【通常授業日】 授業終了後～午後6時 【土曜日・夏休み等市立小学校休業日】 午前8時～午後6時 【延長育成】 午後6時～7時 ※別途、登録と延長育成料が必要

	【土曜日・夏休み等市立小学校休業日】 教室開放：午前9時～午後5時 校庭開放：学校により異なる 図書室開放：土曜日午前9時～午後5時、長期休業中（水曜日・土曜日）午後1時～5時	
利用料	無料	育成料 月額8,000円 延長育成料 月利用：月額2,000円 日利用：日額 500円
入会条件 登録条件	なし ※国立私立に通う児童は、原則として、居住している学区のあそべえ	・市内に住所を有すること ・放課後監護に欠けること
申込	小学校入学後	前年度の秋 （令和5年度分は11月1日～18日）

（2）実施体制

平成29年4月から、「あそべえ」及び「学童クラブ」の事業運営は、公益財団法人武蔵野市子ども協会に委託している。また、「あそべえ」で実施している始業前の校庭開放についても、令和2年7月から同協会に委託し、運営している。なお、「学童クラブ」の入会手続き、育成料等の徴収等及び整備等の事務は市で直接実施している。

放課後等子ども施策事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 学童クラブ入会申請書に係る起案書において、施行日が決裁日より前の日付になっているものが見受けられた。
- 2 学童クラブ育成料等減免申請書において、記載が漏れているものが多数見受けられた。
- 3 学童クラブ育成料減免申請書に係る起案書において、訂正印の押印が漏れていた。
- 4 学童クラブ育成料等減免決定・却下通知書において、通知が漏れているものがあった。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

教育部 生涯学習スポーツ課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和4年9月末日現在の歳入は、予算現額190,540,000円、調定額46,069,346円、収入済額48,828,534円で、予算現額に対する収入率は25.6%である。

(2) 歳出

令和4年9月末日現在の歳出は、予算現額1,905,401,800円、支出済額879,704,938円で、執行率は46.2%である。

令和4年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表7（P53参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和4年4月から9月までの資金前渡は6件で、うち精算起票済4件、精算戻入済4件である。

3 委託料の執行

令和4年4月から9月までの委託契約は、91件である。このうち、主管課契約分が61件、管財課契約分が30件で、指名競争入札は6件、それ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和4年4月から9月までの補助金等の交付は、113件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 委託契約の契約締結兼支出負担行為伺書において、履行開始日より後の日付の決裁印が押印されているものがあった。
- 2 委託契約の契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格・比較価格の記載が漏れているもの及び予定価格・比較価格を鉛筆で記載しているものが見受けられた。
- 3 特命随意契約をしている委託契約において、随意契約とした根拠法令及び1者のみを指定した具体的な理由の記載が漏れているものが見受けられた。
- 4 契約締結報告書兼経過調書において、私印で決裁しているものが見受けられた。
- 5 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが見受け

られた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。

なお、生涯学習スポーツ課では、金券類の保管はなかった。

6 ふるさと歴史館事業

(1) ふるさと歴史館の概要

ふるさと歴史館は、本市の歴史、文化、民俗及び考古等の調査、研究、保護及び普及に関する事業を行うことにより、歴史等に関する市民の理解を深め、生涯学習の振興を図るとともに、広く教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として、平成26年12月に開設された。

館内の主な施設は、ガイダンスエリア、第一展示室（武蔵野展示室）、第二展示室、市民スペース及び会議室である。

令和4年4月から9月までの開館日数は150日、来館者数は17,589人、1日当たりの平均来館者数は117.26人である。

(2) 歴史公文書等の保存・公開

保存期間が満了した行政文書のうち、歴史資料として貴重な公文書等を、ふるさと歴史館に移管し、保存、公開を行っている。

令和4年9月末日現在の目録の公開点数は1,906点、4月から9月までの利用状況は18点（一般利用14点、庁内利用4点）である。

(3) 企画展示

ア 令和4年度第1回企画展「武蔵野の異界」

内 容	失われたものを含めていくつかの「武蔵野の異界」を紹介する。
期 間	令和4年5月14日（土）～7月14日（木）
来館者	4,548人

イ 令和4年度第2回企画展 博学連携展示

内 容	成蹊中学・高等学校と共催で実施する展示をとおして、中高生への学習機会の提供等を行う。
期 間	令和4年7月23日（土）～9月22日（木）
来館者	4,798人

(4) 年中行事展示、特集展示

第一展示室の中央スタジオの一角を利用して、2か月に1回程度、展示替えを行っている。令和4年度は、武蔵野市の石造物、平野家文書の展示を行った。

(5) 戦争資料展示「戦争と武蔵野Ⅷ」

内 容	米国国立公文書館資料や歴史公文書の調査・研究の成果及び令和4年度新規収集資料「近藤さんの寄せ書き」を展示
期 間	令和4年7月30日（土）～8月15日（月）
来館者	2,611人

ふるさと歴史館事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 武蔵野ふるさと歴史館会議室使用承認書兼領収書において、教示文が誤っていた。
- 2 武蔵野ふるさと歴史館会議室使用承認書兼領収書及び武蔵野ふるさと歴史館会議室使用料免除承認書において、文書記号が付されていなかった。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

教育部 図書館

1 予算の執行

(1) 歳入

令和4年9月末日現在の歳入は、予算現額3,502,000円、調定額1,221,738円、収入済額1,193,878円で、予算現額に対する収入率は34.1%である。

(2) 歳出

令和4年9月末日現在の歳出は、予算現額623,764,000円、支出済額221,126,662円で、執行率は35.5%である。

令和4年9月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表8（P56参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和4年4月から9月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和4年4月から9月までの委託契約は、33件である。このうち、主管課契約分が16件、管財課契約分が17件で、指名競争入札は1件、それ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和4年4月から9月までの補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 物品の購入において、契約締結兼支出負担行為伺書の決裁を得る前に契約の締結並びに物品の発注及び受入れをしているものがあった。
- ② 支出負担行為伺書（単価契約）において、決裁が漏れているものがあった。また、数量が確定していない日付で起票及び決裁をしているものが多数見受けられた。
- ③ 見積書兼請書（委託等）及び（物品）において、割印の押印が漏れているものがあった。また、記載が漏れているもの及び記載が誤っているものが見受けられた。
- ④ 契約締結報告書兼経過調書において、私印で決裁しているものが見受けられた。
- ⑤ 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが見受けられた。

- 6 委託契約において、期限後に提出された請求書をそのまま収受しているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。

なお、図書館では、金券類の保管はなかった。

6 吉祥寺図書館の指定管理

(1) 市立図書館の概要

中央図書館、吉祥寺図書館及び武蔵野プレイスの3館が、それぞれ市内の3つの駅勢圏に整備され、運営されている。

中央図書館は政策立案拠点、吉祥寺図書館は駅前情報拠点、武蔵野プレイスは多世代の交流情報拠点としてそれぞれ役割分担をしている。

(2) 吉祥寺図書館への指定管理者制度の導入

吉祥寺図書館の管理運営については、平成30年4月から指定管理者制度を導入している。令和2年4月から、公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団と基本協定を締結し、令和7年3月までの5年間、指定管理者に指定している。

令和4年度の年度協定書において、主に施設運営事業、施設管理事業及び図書館事業について計画に沿って最も効果的に運営するものと定めている。

市で実施している公の施設の管理運営が適切に行われているかを確認し、評価するモニタリングにおける令和3年度を評価対象とした令和4年度モニタリング評価結果は、次のとおりである。

総合満足度の指数は80.8%（前年度88.6%）で、指定管理者制度導入後、最も低くなっているものの、概ね良い評価が得られている。利用者意見への対応やまちの魅力向上に資する活動に努めるなど、設置目的に適う運営を通じて市民の満足向上を図っている。

令和4年9月末現在、吉祥寺図書館の指定管理運営業務に要する経費は、予算現額145,000,000円、執行済額72,500,000円である。

(3) 来館者数の推移（平成30年度～令和3年度）

吉祥寺図書館の来館者の推移は次のとおりである。

年度	来館者数	開館日数	1日平均来館者数
平成30年度	597,411人	291日	2,053人
令和元年度	583,837人	276日	2,115人
令和2年度	390,498人	236日	1,655人
令和3年度	466,061人	304日	1,533人

※平成30年4月16日からリニューアルオープン。

新型コロナウイルス感染症の影響で来館者数は減少しているが、感染防止対策に努め運営されている。

吉祥寺図書館の指定管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 予算書及び事業計画書等の提出が漏れていた。
- 2 防犯カメラの月例速報の提出が漏れていた。

基本協定書等に基づき、適正に処理されたい。

別表 1 (市民税課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和4年9月30日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
1	市税			41,753,767,000	41,550,099,083	24,736,524,351	59.2
	1	市民税		20,502,367,000	20,368,608,744	10,784,290,027	52.6
		1	個人市民税	18,031,000,000	18,723,955,877	9,189,603,927	51.0
			1 現年課税分	17,926,000,000	18,500,350,991	9,130,357,304	50.9
			2 滞納繰越分	105,000,000	223,604,886	59,246,623	56.4
		2	法人市民税	2,471,367,000	1,644,652,867	1,594,686,100	64.5
			1 現年課税分	2,462,867,000	1,632,744,400	1,592,998,500	64.7
			2 滞納繰越分	8,500,000	11,908,467	1,687,600	19.9
	2	固定資産税		16,960,200,000	17,265,812,928	11,171,162,662	65.9
		1	固定資産税	16,734,200,000	17,030,267,428	10,935,617,162	65.3
			1 現年課税分	16,691,000,000	16,923,904,100	10,914,278,061	65.4
			2 滞納繰越分	43,200,000	106,363,328	21,339,101	49.4
		2	国有資産等所在市町村交付金	226,000,000	235,545,500	235,545,500	104.2
			1 現年課税分	226,000,000	235,545,500	235,545,500	104.2
	3	軽自動車税		56,200,000	61,437,031	56,066,600	99.8
		1	環境性能割	4,100,000	2,580,400	2,088,200	50.9
			1 環境性能割	4,100,000	2,580,400	2,088,200	50.9
		2	種別割	52,100,000	58,856,631	53,978,400	103.6
			1 現年課税分	51,000,000	55,711,900	53,769,500	105.4
			2 滞納繰越分	1,100,000	3,144,731	208,900	19.0
	4	市たばこ税		787,000,000	439,833,937	365,860,332	46.5
		1	市たばこ税	787,000,000	439,833,937	365,860,332	46.5
			1 現年課税分	787,000,000	439,833,937	365,860,332	46.5
	5	事業所税		628,000,000	568,015,300	567,849,400	90.4
		1	事業所税	628,000,000	568,015,300	567,849,400	90.4
			1 現年課税分	628,000,000	568,015,300	567,849,400	90.4
	6	都市計画税		2,820,000,000	2,846,391,143	1,791,295,330	63.5
		1	都市計画税	2,820,000,000	2,846,391,143	1,791,295,330	63.5
			1 現年課税分	2,814,000,000	2,830,393,700	1,787,377,949	63.5
			2 滞納繰越分	6,000,000	15,997,443	3,917,381	65.3
2	地方譲与税			193,500,000	57,405,000	49,480,000	25.6
	1	地方揮発油譲与税		45,500,000	13,161,000	13,161,000	28.9
		1	地方揮発油譲与税	45,500,000	13,161,000	13,161,000	28.9
			1 地方揮発油譲与税	45,500,000	13,161,000	13,161,000	28.9

2	自動車重量譲与税	133,000,000	36,319,000	36,319,000	27.3
1	自動車重量譲与税	133,000,000	36,319,000	36,319,000	27.3
1	自動車重量譲与税	133,000,000	36,319,000	36,319,000	27.3
3	森林環境譲与税	15,000,000	7,925,000	0	0.0
1	森林環境譲与税	15,000,000	7,925,000	0	0.0
1	森林環境譲与税	15,000,000	7,925,000	0	0.0
3	利子割交付金	54,500,000	28,084,000	28,084,000	51.5
1	利子割交付金	54,500,000	28,084,000	28,084,000	51.5
1	利子割交付金	54,500,000	28,084,000	28,084,000	51.5
1	利子割交付金	54,500,000	28,084,000	28,084,000	51.5
4	配当割交付金	260,000,000	94,886,000	94,886,000	36.5
1	配当割交付金	260,000,000	94,886,000	94,886,000	36.5
1	配当割交付金	260,000,000	94,886,000	94,886,000	36.5
1	配当割交付金	260,000,000	94,886,000	94,886,000	36.5
5	株式等譲渡所得割交付金	180,000,000	0	0	0.0
1	株式等譲渡所得割交付金	180,000,000	0	0	0.0
1	株式等譲渡所得割交付金	180,000,000	0	0	0.0
1	株式等譲渡所得割交付金	180,000,000	0	0	0.0
6	法人事業税交付金	610,000,000	426,532,000	426,532,000	69.9
1	法人事業税交付金	610,000,000	426,532,000	426,532,000	69.9
1	法人事業税交付金	610,000,000	426,532,000	426,532,000	69.9
1	法人事業税交付金	610,000,000	426,532,000	426,532,000	69.9
7	地方消費税交付金	3,641,000,000	2,050,199,000	2,050,199,000	56.3
1	地方消費税交付金	3,641,000,000	2,050,199,000	2,050,199,000	56.3
1	地方消費税交付金	3,641,000,000	2,050,199,000	2,050,199,000	56.3
1	地方消費税交付金	3,641,000,000	2,050,199,000	2,050,199,000	56.3
8	環境性能割交付金	58,000,000	12,976,126	12,976,126	22.4
1	環境性能割交付金	58,000,000	12,976,126	12,976,126	22.4
1	環境性能割交付金	58,000,000	12,976,126	12,976,126	22.4
1	環境性能割交付金	58,000,000	12,976,126	12,976,126	22.4
9	地方特例交付金	50,000,000	72,409,000	72,409,000	144.8
1	地方特例交付金	50,000,000	72,409,000	72,409,000	144.8
1	地方特例交付金	50,000,000	72,409,000	72,409,000	144.8
1	地方特例交付金	50,000,000	72,409,000	72,409,000	144.8
13	使用料及び手数料	9,810,000	5,559,300	6,328,900	64.5
2	手数料	9,810,000	5,559,300	6,328,900	64.5
1	総務手数料	9,810,000	5,559,300	6,328,900	64.5
2	徴税手数料	9,810,000	5,559,300	6,328,900	64.5

15	都支出金		286,530,000	288,457,011	288,457,011	100.7
	3 委託金		286,530,000	288,457,011	288,457,011	100.7
	1 総務費委託金		286,530,000	288,457,011	288,457,011	100.7
	2 徴税費委託金		286,530,000	288,457,011	288,457,011	100.7
20	諸収入		10,000	2,400	3,000	30.0
	6 雑入		10,000	2,400	3,000	30.0
	2 弁償金		10,000	2,400	3,000	30.0
	1 弁償金		10,000	2,400	3,000	30.0
	合 計		47,097,117,000	44,586,608,920	27,765,879,388	59.0

一般会計 歳出

令和4年9月30日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			57,713,000	23,012,718	39.9
	2	徴税費		57,713,000	23,012,718	39.9
		1	税務総務費	9,273,000	7,296,339	78.7
			8 旅 費	450,000	53,044	11.8
			10 需用費	1,906,000	796,270	41.8
			13 使用料及び賃借料	614,000	165,260	26.9
			17 備品購入費	20,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	6,283,000	6,281,765	100.0
		2	賦課徴収費	48,440,000	15,716,379	32.4
			1 報 酬	5,646,000	1,360,025	24.1
			4 共済費	58,000	73,129	126.1
			8 旅 費	500,000	98,620	19.7
			10 需用費	6,744,000	1,124,235	16.7
			11 役務費	12,937,000	7,503,925	58.0
			12 委託料	22,442,000	5,505,713	24.5
			13 使用料及び賃借料	113,000	50,732	44.9
		合	計	57,713,000	23,012,718	39.9

別表 2 (資産税課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 4 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
15	都支出金			262,000	0	0	0.0
	3	委託金		262,000	0	0	0.0
		1	総務費委託金	262,000	0	0	0.0
			1 総務管理費委託金	262,000	0	0	0.0
	合		計	262,000	0	0	0.0

一般会計 歳出

令和 4 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			57,924,000	9,912,547	17.1
	2	徴税費		57,924,000	9,912,547	17.1
		1	税務総務費	1,592,000	772,947	48.6
			11 需用費	1,139,000	527,247	46.3
			12 委託料	73,000	0	0.0
			17 備品購入費	14,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	366,000	245,700	67.1
		2	賦課徴収費	56,332,000	9,139,600	16.2
			1 報酬	561,000	0	0.0
			8 旅費	72,000	0	0.0
			10 需用費	2,201,000	131,505	6.0
			11 役務費	5,503,000	4,941,867	89.8
			12 委託料	46,609,000	3,378,980	7.2
			13 使用料及び賃借料	1,386,000	687,248	49.6
	合		計	57,924,000	9,912,547	17.1

別表 3 (納税課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 4 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
20	諸収入			22,207,000	13,692,099	13,783,320	62.1
	1	延滞金、加算金及び過料		21,701,000	13,532,738	13,669,588	63.0
		1	延滞金	21,700,000	13,532,738	13,669,588	63.0
			1 延滞金	21,700,000	13,532,738	13,669,588	63.0
		2	加算金	1,000	0	0	0.0
			1 加算金	1,000	0	0	0.0
	6	雑入		506,000	159,361	113,732	22.5
		1	滞納処分費	506,000	0	0	0.0
			1 滞納処分費	506,000	0	0	0.0
		5	雑入	0	159,361	113,732	—
			1 雑入	0	159,361	113,732	—
	合	計		22,207,000	13,692,099	13,783,320	62.1

一般会計 歳出

令和 4 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			209,175,000	122,342,297	58.5
	1	総務管理費		164,000,000	107,166,256	65.3
		17	諸費	164,000,000	107,166,256	65.3
			22 償還金、利子及び割引料	164,000,000	107,166,256	65.3
	2	徴税費		45,175,000	15,176,041	33.6
		1	徴税総務費	1,630,000	1,038,924	63.7
			7 報償費	10,000	0	0.0
			8 旅費	140,000	0	0.0
			10 需用費	373,000	111,157	29.8
			11 役務費	100,000	50,000	50.0
			13 使用料及び賃借料	49,000	10,170	20.8
			17 備品購入費	90,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	868,000	867,597	100.0
		2	賦課徴収費	43,545,000	14,137,117	32.5
			1 報酬	3,629,000	1,312,500	36.2
			4 共済費	538,000	0	0.0
			8 旅費	152,000	15,200	10.0
			10 需用費	4,021,000	675,292	16.8
			11 役務費	23,064,000	9,280,725	40.2
			12 委託料	12,141,000	2,853,400	23.5
	合	計		209,175,000	122,342,297	58.5

別表４（子ども子育て支援課）

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和４年９月３０日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
12	分担金及び負担金			471,000	62,550	62,550	13.3
	1	負担金		471,000	62,550	62,550	13.3
		1	民生費負担金	471,000	62,550	62,550	13.3
		3	児童福祉費負担金	471,000	62,550	62,550	13.3
14	国庫支出金			1,640,235,000	798,389,093	798,389,093	48.7
	1	国庫負担金		1,262,891,000	703,426,093	703,426,093	55.7
		1	民生費国庫負担金	1,262,891,000	703,426,093	703,426,093	55.7
		5	児童福祉費負担金	15,952,000	0	0	0.0
		6	児童手当負担金	1,172,765,000	671,497,000	671,497,000	57.3
		7	児童扶養手当金	74,174,000	31,929,093	31,929,093	43.0
	2	国庫補助金		377,162,000	94,963,000	94,963,000	25.2
		2	民生費国庫補助金	377,162,000	94,963,000	94,963,000	25.2
		3	児童福祉費補助金	377,162,000	94,963,000	94,963,000	25.2
	3	委託金		182,000	0	0	0.0
		2	民生費委託金	182,000	0	0	0.0
		2	児童福祉費委託金	182,000	0	0	0.0
15	都支出金			1,013,536,000	259,714,950	259,714,950	25.6
	1	都負担金		428,521,000	146,534,000	146,534,000	34.2
		1	民生費都負担金	428,521,000	146,534,000	146,534,000	34.2
		4	児童福祉費負担金	7,976,000	0	0	0.0
		5	児童手当負担金	250,624,000	90,461,000	90,461,000	36.1
		6	児童育成手当負担金	169,921,000	56,073,000	56,073,000	33.0
	2	都補助金		579,676,000	108,009,000	108,009,000	18.6
		2	民生費都補助金	579,676,000	108,009,000	108,009,000	18.6
		4	児童福祉費補助金	579,676,000	108,009,000	108,009,000	18.6
	3	委託金		5,339,000	5,171,950	5,171,950	96.9
		2	民生費委託金	5,339,000	5,171,950	5,171,950	96.9
		2	児童福祉費委託金	5,339,000	5,171,950	5,171,950	96.9
20	諸収入			214,000	2,041,920	826,665	386.3
	6	雑入		214,000	2,041,920	826,665	386.3
		5	雑入	214,000	2,041,920	826,665	386.3
		1	雑入	214,000	2,041,920	826,665	386.3
	合	計		2,654,456,000	1,060,208,513	1,058,993,258	39.9

一般会計 歳出

令和4年9月30日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			207,833,000	2,195,827	1.1
	1	総務管理費		207,833,000	2,195,827	1.1
		1	一般管理費	1,413,000	396,934	28.1
		10	需要費	814,000	225,153	27.7
		13	使用料及び賃借料	599,000	171,781	28.7
		15	児童対策費	6,420,000	1,324,130	20.6
			1 報酬	1,176,000	492,000	41.8
			7 報償費	240,000	0	0.0
			10 需要費	184,000	94,812	51.5
			11 役務費	977,000	388,065	39.7
			12 委託料	3,823,000	349,253	9.1
			17 備品購入費	20,000	0	0.0
		17	諸費	200,000,000	474,763	0.2
			22 償還金、利子及び割引料	200,000,000	474,763	0.2
3	民生費			3,491,295,000	1,455,689,992	41.7
	2	児童福祉費		3,491,295,000	1,455,689,992	41.7
		1	児童福祉総務費	1,305,279,000	656,789,138	50.3
			1 報酬	34,703,000	15,752,773	45.4
			3 職員手当等	5,685,000	2,370,744	41.7
			4 共済費	6,036,000	2,286,918	37.9
			7 報償費	1,340,000	510,000	38.1
			8 旅費	2,430,000	878,229	36.1
			10 需用費	22,450,000	9,339,194	41.6
			11 役務費	6,545,000	862,562	13.2
			12 委託料	227,040,000	109,588,608	48.3
			13 使用料及び賃借料	208,000	79,120	38.0
			14 工事請負費	6,078,000	3,949,470	65.0
			17 備品購入費	890,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	311,506,000	192,239,580	61.7
			19 扶助費	680,368,000	318,931,940	46.9
		2	児童処遇費	2,077,734,000	755,695,626	36.4
			1 報酬	180,000	24,000	13.3
			10 需用費	1,164,000	308,355	26.5
			11 役務費	2,505,000	1,516,771	60.5
			18 負担金、補助及び交付金	7,421,000	0	0.0
			19 扶助費	2,066,464,000	753,846,500	36.5
		3	母子福祉費	108,282,000	43,205,228	39.9

		1 報酬	6,977,000	3,425,555	49.1
		3 職員手当等	1,348,000	673,680	50.0
		4 共済費	1,310,000	544,195	41.5
		7 報償費	308,000	110,000	35.7
		8 旅費	346,000	87,763	25.4
		10 需用費	506,000	25,740	5.1
		11 役務費	572,000	96,175	16.8
		12 委託料	15,725,000	5,490,909	34.9
		13 使用料及び賃借料	17,000	14,000	82.4
		17 備品購入費	10,000	0	0.0
		18 負担金、補助及び交付金	564,000	0	0.0
		19 扶助費	80,599,000	32,737,211	40.6
		合 計	3,699,128,000	1,457,885,819	39.4

別表5（子ども育成課）

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和4年9月30日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
12	分	担	金及び負担金	305,173,000	154,293,220	190,941,920	62.6
	1	負	担金	305,173,000	154,293,220	190,941,920	62.6
		1	民生費負担金	305,173,000	154,293,220	190,941,920	62.6
		3	児童福祉費負担金	305,173,000	154,293,220	190,941,920	62.6
13	使	用	料及び手数料	52,031,000	24,016,100	16,071,950	30.9
	1	使	用料	51,994,000	23,997,600	16,050,450	30.9
		1	総務使用料	1,000	0	0	0.0
		1	総務管理使用料	1,000	0	0	0.0
		2	民生使用料	51,993,000	23,997,600	16,050,450	30.9
		2	児童福祉使用料	51,993,000	23,997,600	16,050,450	30.9
	2	手	数料	37,000	18,500	21,500	58.1
		2	民生手数料	37,000	18,500	21,500	58.1
		1	児童福祉手数料	37,000	18,500	21,500	58.1
14	国	庫	支出金	2,140,270,000	1,092,426,690	1,092,426,690	51.0
	1	国	庫負担金	1,961,669,000	1,043,427,030	1,043,427,030	53.2
		1	民生費国庫負担金	1,961,669,000	1,043,427,030	1,043,427,030	53.2
		5	児童福祉費負担金	1,961,669,000	1,043,427,030	1,043,427,030	53.2
	2	国	庫補助金	178,601,000	48,999,660	48,999,660	27.4
		2	民生費国庫補助金	178,601,000	48,999,660	48,999,660	27.4
		3	児童福祉費補助金	178,601,000	48,999,660	48,999,660	27.4
15	都	支	出金	2,545,361,000	382,005,125	337,721,750	13.3
	1	都	負担金	863,657,000	122,142,125	77,858,750	9.0
		1	民生費都負担金	863,657,000	122,142,125	77,858,750	9.0
		4	児童福祉費負担金	863,657,000	122,142,125	77,858,750	9.0
	2	都	補助金	1,681,573,000	259,863,000	259,863,000	15.5
		1	総務費都補助金	41,830,000	0	0	0.0
		2	総務管理費補助金	41,830,000	0	0	0.0
		2	民生費都補助金	1,639,743,000	259,863,000	259,863,000	15.8
		4	児童福祉費補助金	1,639,743,000	259,863,000	259,863,000	15.8
	3	委	託金	131,000	0	0	0.0
		2	民生費委託金	131,000	0	0	0.0
		2	児童福祉費委託金	131,000	0	0	0.0
20	諸	収	入	21,990,000	12,465,860	11,695,860	53.2
	2	市	預金利子	0	4	4	—

	1	市預金利子	0	4	4	—
	1	預金利子	0	4	4	—
	4	受託事業収入	8,752,000	0	0	0.0
	1	民生費受託事業収入	8,752,000	0	0	0.0
	1	管外保育受託事業	8,752,000	0	0	0.0
	6	雑入	13,238,000	12,465,856	11,695,856	88.4
	5	雑入	13,238,000	12,465,856	11,695,856	88.4
	1	雑入	13,238,000	12,465,856	11,695,856	88.4
合 計			5,064,825,000	1,665,206,995	1,648,858,170	32.6

一般会計 歳出

令和4年9月30日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			878,528,000	291,382,304	33.2
	1	総務管理費		878,528,000	291,382,304	33.2
		15	児童対策費	878,528,000	291,382,304	33.2
			10 需用費	257,000	6,490	2.5
			11 役務費	1,505,000	103,762	6.9
			12 委託料	54,073,000	217,800	0.4
			18 負担金、補助及び交付金	237,676,000	63,269,000	26.6
			19 扶助費	585,017,000	227,785,252	38.9
3	民生費			8,134,376,000	3,428,115,952	42.1
	2	児童福祉費		8,134,376,000	3,428,115,952	42.1
		1	児童福祉総務費	984,947,000	326,337,520	33.1
			1 報 酬	9,545,000	3,436,530	36.0
			3 職員手当等	433,000	0	0.0
			4 共済費	685,000	114,265	16.7
			7 報償費	924,000	170,000	18.4
			8 旅 費	162,000	1,200	0.7
			10 需用費	2,732,000	366,252	13.4
			11 役務費	2,696,000	840,386	31.2
			12 委託料	92,851,000	33,608,952	36.2
			13 使用料及び賃借料	83,000	40,250	48.5
			17 備品購入費	381,000	354,530	93.1
			18 負担金、補助及び交付金	769,325,000	264,066,945	34.3
			19 扶助費	105,130,000	23,338,210	22.2
		2	児童処遇費	6,748,660,000	2,943,517,345	43.6
			11 役務費	2,560,000	142,200	5.6
			12 委託料	4,494,159,000	2,175,226,970	48.4
			18 負担金、補助及び交付金	1,470,862,000	425,306,060	28.9
			19 扶助費	781,079,000	342,842,115	43.9
		4	保育園費	400,769,000	158,261,087	39.5
			1 報 酬	186,880,000	82,353,822	44.1
			3 職員手当等	20,095,000	9,118,476	45.4
			4 共済費	21,972,000	8,738,320	39.8
			7 報償費	900,000	186,000	20.7
			8 旅 費	3,952,000	1,266,955	32.1
			10 需用費	71,443,000	28,173,870	39.4
			11 役務費	2,126,000	506,289	23.8

		12 委託料	28,344,000	5,541,678	19.6
		13 使用料及び賃借料	1,809,000	691,351	38.2
		14 工事請負費	60,213,000	20,905,520	34.7
		15 原材料費	250,000	172,491	69.0
		17 備品購入費	2,162,000	82,950	3.8
		18 負担金、補助及び交付金	623,000	523,365	84.0
		合 計	9,012,904,000	3,719,498,256	41.3

別表 6 (児童青少年課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 4 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
13	使用料及び手数料			124,259,000	63,768,800	60,728,500	48.9
	1	使用料		124,259,000	63,768,800	60,728,500	48.9
		1	総務使用料	1,374,000	393,400	356,600	26.0
			1 総務管理使用料	1,374,000	393,400	356,600	26.0
		2	民生使用料	122,885,000	63,375,400	60,371,900	49.1
			2 児童福祉使用料	122,885,000	63,375,400	60,371,900	49.1
15	都支出金			82,570,000	0	0	0.0
	2	都補助金		82,570,000	0	0	0.0
		2	民生費都補助金	82,570,000	0	0	0.0
			4 児童福祉費補助金	82,570,000	0	0	0.0
16	財産収入			3,000	0	0	0.0
	1	財産運用収入		3,000	0	0	0.0
		2	利子及び配当金	3,000	0	0	0.0
			1 利子及び配当金	3,000	0	0	0.0
20	諸収入			171,000	115,500	115,500	67.5
	6	雑入		171,000	115,500	115,500	67.5
		5	雑入	171,000	115,500	115,500	67.5
			1 雑入	171,000	115,500	115,500	67.5
合 計				207,003,000	63,884,300	60,844,000	29.4

一般会計 歳出

令和4年9月30日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			136,562,000	81,627,793	59.8
	1	総務管理費		136,562,000	81,627,793	59.8
		16	青少年健全育成費	136,562,000	81,627,793	59.8
			1 報 酬	6,155,000	3,311,057	53.8
			3 職員手当等	1,010,000	504,960	50.0
			4 共済費	1,008,000	416,103	41.3
			7 報償費	6,770,000	2,500,000	36.9
			8 旅 費	1,510,000	754,722	50.0
			10 需用費	9,426,000	3,372,063	35.8
			11 役務費	2,005,000	1,137,082	56.7
			12 委託料	63,425,000	44,222,563	69.7
			13 使用料及び賃借料	24,588,000	9,251,031	37.6
			14 工事請負費	3,262,000	1,860,100	57.0
			18 負担金、補助及び交付金	17,091,000	14,297,812	83.7
			21 補償、補填及び賠償金	258,000	0	0.0
			22 償還金、利子及び割引料	10,000	300	3.0
			24 積立金	3,000	0	0.0
			26 公課費	41,000	0	0.0
3	民生費			1,012,363,000	551,886,555	54.5
	2	児童福祉費		1,012,363,000	551,886,555	54.5
		5	放課後等子ども施策事業費	990,294,000	543,597,648	54.9
			1 報 酬	3,815,000	1,879,167	49.3
			3 職員手当等	505,000	252,480	50.0
			4 共済費	487,000	205,977	42.3
			8 旅 費	36,000	15,000	41.7
			10 需用費	3,650,000	1,691,972	46.4
			11 役務費	11,262,000	7,809,883	69.3
			12 委託料	858,626,000	512,424,980	59.7
			13 使用料及び賃借料	133,000	28,270	21.3
			14 工事請負費	50,231,000	8,396,509	16.7
			15 原材料費	10,000	0	0.0
			17 備品購入費	3,649,000	685,410	18.8
			18 負担金、補助及び交付金	57,890,000	10,208,000	17.6
		6	児童館費	22,069,000	8,288,907	37.6
			1 報 酬	9,390,000	4,077,936	43.4
			3 職員手当等	1,044,000	260,880	25.0

		4 共済費	919,000	354,610	38.6
		7 報償費	200,000	72,000	36.0
		8 旅 費	263,000	99,048	37.7
		10 需用費	2,943,000	956,849	32.5
		11 役務費	463,000	180,371	39.0
		12 委託料	4,376,000	1,409,080	32.2
		13 使用料及び賃借料	359,000	159,433	44.4
		14 工事請負費	1,962,000	568,700	29.0
		18 負担金、補助及び交付金	150,000	150,000	100.0
		合 計	1,148,925,000	633,514,348	55.1

別表 7 (生涯学習スポーツ課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 4 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
13	使用料及び手数料			71,190,000	45,007,275	47,849,165	67.2
	1	使用料		71,190,000	45,007,275	47,849,165	67.2
		1	総務使用料	16,000	28,000	28,000	175.0
			1 総務管理使用料	16,000	28,000	28,000	175.0
		5	教育使用料	71,174,000	44,979,275	47,821,165	67.2
			3 社会教育使用料	14,631,000	7,347,090	8,179,640	55.9
			4 保健体育使用料	56,543,000	37,632,185	39,641,525	70.1
14	国庫支出金			2,610,000	0	0	0.0
	2	国庫補助金		2,610,000	0	0	0.0
		6	教育費国庫補助金	2,610,000	0	0	0.0
			4 社会教育費補助金	2,610,000	0	0	0.0
15	都支出金			3,140,000	0	0	0.0
	1	都負担金		20,000	0	0	0.0
		3	教育費都負担金	20,000	0	0	0.0
			3 社会教育費負担金	20,000	0	0	0.0
	2	都補助金		3,120,000	0	0	0.0
		8	教育費都補助金	3,120,000	0	0	0.0
			4 社会教育費補助金	3,120,000	0	0	0.0
18	繰入金			3,000,000	0	0	0.0
	2	基金繰入金		3,000,000	0	0	0.0
		10	子ども文化・スポーツ・体験活動基金繰入金	3,000,000	0	0	0.0
			1 子ども文化・スポーツ・体験活動基金繰入金	3,000,000	0	0	0.0
20	諸収入			2,600,000	1,062,071	979,369	37.7
	2	市預金利子		0	1	1	—
		1	市預金利子	0	1	1	—
			1 預金利子	0	1	1	—
	6	雑入		2,600,000	1,062,070	979,368	37.7
		5	雑入	2,600,000	1,062,070	979,368	37.7
			1 雑入	2,600,000	1,062,070	979,368	37.7
21	市債			108,000,000	0	0	0.0
	1	市債		108,000,000	0	0	0.0
		2	教育債	108,000,000	0	0	0.0
			2 体育施設債	108,000,000	0	0	0.0
合 計				190,540,000	46,069,346	48,828,534	25.6

一般会計 歳出

令和4年9月30日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			3,000,000	0	0.0
	1	総務管理費		3,000,000	0	0.0
		8	企画調整費	3,000,000	0	0.0
		12	委託料	3,000,000	0	0.0
10	教育費			1,902,401,800	879,704,938	46.2
	5	社会教育費		849,712,800	401,770,461	47.3
		1	社会教育総務費	154,428,800	65,168,375	42.2
			1 報酬	25,297,000	9,845,874	38.9
			3 職員手当等	2,978,000	1,488,480	50.0
			4 共済費	3,117,000	1,322,683	42.4
			7 報償費	11,596,000	1,714,151	14.8
			8 旅費	1,819,000	390,218	21.5
			10 需用費	10,239,000	2,655,639	25.9
			11 役務費	2,094,000	575,609	27.5
			12 委託料	54,009,000	20,538,446	38.0
			13 使用料及び賃借料	11,913,000	9,888,850	83.0
			14 工事請負費	1,000,000	0	0.0
			17 備品購入費	777,000	247,687	31.9
			18 負担金、補助及び交付金	29,575,000	16,500,738	55.8
			22 償還金、利子及び割引料	7,800	0	0.0
			26 公課費	7,000	0	0.0
		3	市民会館費	79,298,000	25,391,644	32.0
			1 報酬	1,195,000	383,290	32.1
			7 報償費	1,206,000	450,000	37.3
			8 旅費	29,000	5,020	17.3
			10 需用費	7,269,000	4,427,448	60.9
			11 役務費	965,000	279,777	29.0
			12 委託料	19,293,000	4,747,244	24.6
			13 使用料及び賃借料	30,886,000	14,591,105	47.2
			14 工事請負費	18,419,000	507,760	2.8
			15 原材料費	6,000	0	0.0
			17 備品購入費	16,000	0	0.0
			22 償還金、利子及び割引料	5,000	0	0.0
			26 公課費	9,000	0	0.0
		4	ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス費	615,986,000	311,210,442	50.5
			10 需用費	33,680,000	21,181,314	62.9
			11 役務費	1,067,000	483,528	45.3

	12 委託料	579,086,000	289,543,000	50.0
	14 工事請負費	2,000,000	0	0.0
	21 補償、補填及び賠償金	3,000	2,600	86.7
	22 償還金、利子及び割引料	150,000	0	0.0
6	保健体育費	1,052,689,000	477,934,477	45.4
	1 保健体育総務費	44,145,000	29,415,640	66.6
	1 報酬	4,752,000	2,455,200	51.7
	7 報償費	817,000	60,000	7.3
	8 旅費	463,000	6,126	1.3
	10 需用費	1,659,000	496,475	29.9
	11 役務費	341,000	141,010	41.4
	12 委託料	18,185,000	17,267,769	95.0
	13 使用料及び賃借料	20,000	0	0.0
	17 備品購入費	6,000	1,760	29.3
	18 負担金、補助及び交付金	17,893,000	8,978,500	50.2
	26 公課費	9,000	8,800	97.8
	2 体育施設費	1,000,470,000	443,769,150	44.4
	7 報償費	46,000	13,400	29.1
	10 需用費	41,100,000	18,832,511	45.8
	11 役務費	897,000	445,347	49.6
	12 委託料	723,506,000	351,917,000	48.6
	13 使用料及び賃借料	74,444,000	71,231,892	95.7
	14 工事請負費	160,277,000	1,298,000	0.8
	22 償還金、利子及び割引料	200,000	31,000	15.5
	3 施設開放費	8,074,000	4,749,687	58.8
	7 報償費	1,338,000	503,800	37.7
	10 需用費	296,000	10,007	3.4
	11 役務費	101,000	53,882	53.3
	12 委託料	6,339,000	4,181,998	66.0
	合 計	1,905,401,800	879,704,938	46.2

別表 8 (図書館)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 4 年 9 月 30 日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
13	使用料及び手数料			460,000	65,000	77,400	16.8
	1	使用料		460,000	65,000	77,400	16.8
		1	総務使用料	40,000	0	0	0.0
			1 総務管理使用料	40,000	0	0	0.0
		5	教育使用料	420,000	65,000	77,400	18.4
			3 社会教育使用料	420,000	65,000	77,400	18.4
16	財産収入			48,000	1,900	1,900	4.0
	2	財産売払収入		48,000	1,900	1,900	4.0
		1	物品売払収入	48,000	1,900	1,900	4.0
			1 物品売払収入	48,000	1,900	1,900	4.0
20	諸収入			2,994,000	1,154,838	1,114,578	37.2
	2	市預金利子		0	1	1	—
		1	市預金利子	0	1	1	—
			1 預金利子	0	1	1	—
	6	雑入		2,994,000	1,154,837	1,114,577	37.2
		5	雑入	2,994,000	1,154,837	1,114,577	37.2
			1 雑入	2,994,000	1,154,837	1,114,577	37.2
	合		計	3,502,000	1,221,738	1,193,878	34.1

一般会計 歳出

令和4年9月30日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
10	教育費			623,764,000	221,126,662	35.5
	5	社会教育費		623,764,000	221,126,662	35.5
		2	図書館費	623,764,000	221,126,662	35.5
			1 報 酬	63,248,000	30,506,472	48.2
			3 職員手当等	11,350,000	5,144,700	45.3
			4 共済費	11,139,000	4,376,489	39.3
			7 報償費	3,183,000	1,210,470	38.0
			8 旅 費	3,309,000	1,301,775	39.3
			10 需用費	51,381,000	20,844,415	40.6
			11 役務費	82,158,000	33,993,223	41.4
			12 委託料	253,392,000	105,586,115	41.7
			13 使用料及び賃借料	13,658,000	3,673,863	26.9
			14 工事請負費	67,986,000	0	0.0
			17 備品購入費	62,844,000	14,387,440	22.9
			18 負担金、補助及び交付金	114,000	101,500	89.0
			21 補償、補填及び賠償金	2,000	200	10.0
			合 計	623,764,000	221,126,662	35.5